



大津市公報

平成 30 年 9 月 28 日
号外 (第 56 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 69 大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 1
- 70 大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市市民プール条例の一部を改正する条例 (平成29年条例第39号) の施行期日は、平成30年10月 1 日とする。

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 9 月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民プールの管理運営に関する規則 (平成26年規則第63号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第12条」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(開場日)

第 2 条 プール (大津市富士見市民温水プールを除く。次条第 1 項において同じ。) の開場日は、7 月20日から 8 月31日までとする。

2 大津市富士見市民温水プールは、次に掲げる日を除き、毎日開場する。

月曜日

8 月12日から同月16日まで

12月29日から翌年 1 月 3 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長及び条例第 8 条の規定に基づきプールの管理を行う者 (以下「指定管理者」という。) は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場日に休場し、又は開場日以外の日に開場することができる。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(開場時間)

第 3 条 プールの開場時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

2 大津市富士見市民温水プールの開場時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。